

はじめに 表示は消費者の権利

ケネディ大統領特別教書(1962年)

- ①安全である権利
- ②知らされる権利
- ③選択の権利
- ④意見が反映される権利

国際消費者機構(1982年)

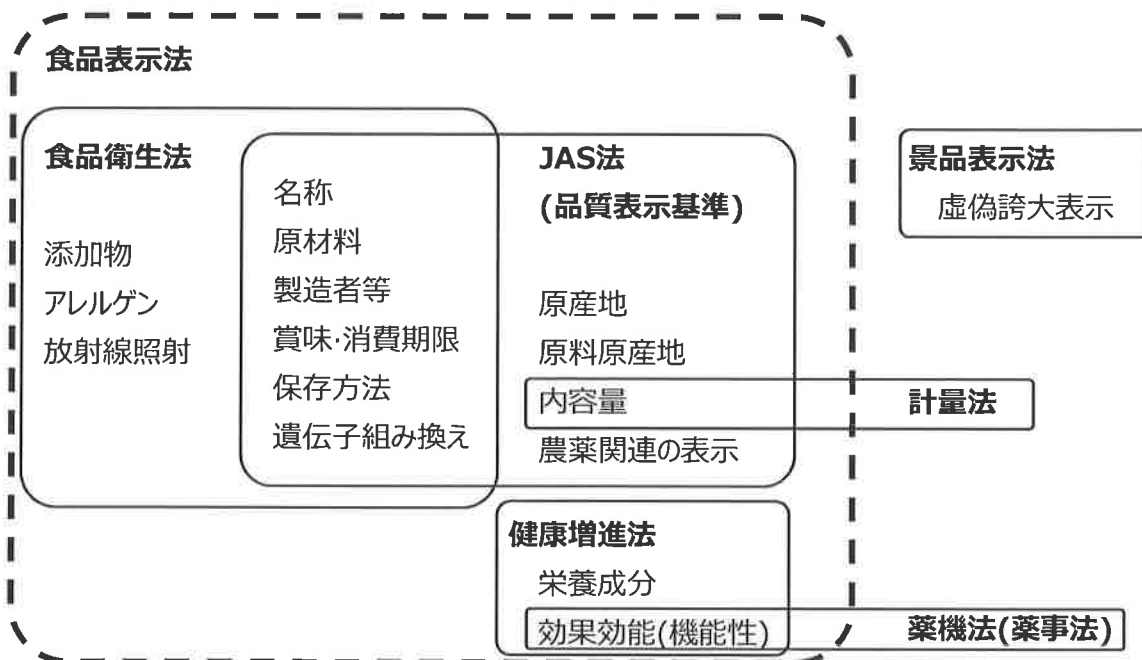
- ①生活のニーズが保障される権利
- ②安全への権利
- ③情報を与えられる権利
- ④選択をする権利
- ⑤意見が反映される権利
- ⑥補償を受ける権利
- ⑦消費者教育を受ける権利
- ⑧健全な環境を享受する権利

私たちの生存を支える糧である食品について安全の確保と知ること、選ぶことは、消費者の基本的な権利であり、知る権利、選ぶ権利を保障する手段の第一は食品表示です。食品の安全性に懸念があれば、表示によって選ぶことは安全である権利にもつながります。

事業者が食の安全や原材料、伝統的製造方法などにこだわりを持って商品を製造販売している場合、表示は消費者にそのことを伝える重要な情報伝達手段でもあります。逆に効率と営利を追求する事業者にとっては、表示によって消費者に真実を知られることは不都合なことです。

(1)食品表示基準

食品表示に関する法律は、主として食品衛生法、JAS法(品質表示基準)、健康増進法などに規定され、所管も厚生労働省、農林水産省などに分かれていましたが、2013年公布、2015年施行の「**食品表示法**」に一元化され、所管も新しく設置された**消費者庁**に移されました。



景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法、景表法)や薬機法(医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、旧薬事法)は、チラシなどの印刷物、テレビCM、外食産業等の掲示物なども規制しますが、食品表示法は商品の容器包装の表示だけしか対象としないことはひとつの問題点です。

(2)食品添加物やGMOを安全と前提する食品表示行政

食品表示法に基づき、「食品表示基準」が定められています。国はアレルギー表示、消費・賞味期限表示、保存方法表示などは安全性に関わる表示として重点的な表示をさせる一方、食品添加物表示、遺伝子組み換え表示、原料原産地表示などは安全性に関わる表示ではなく、商品選択に関わる表示という位置づけ、優先順位が低いものとして扱われています。

食品表示基準の基準項目

名称	内容量*
保存の方法	栄養成分の量,熱量*
消費、賞味期限	原産地*
原材料	機能性表示*
添加物*	遺伝子組換え*
アレルギー	製造者等の名称,住所*
原料原産地*	L-フェニルアラニン化合物を含む旨

網掛け:消費者庁が安全性に関わる表示と位置づけ、*:表示面積30cm²以下の場合には表示免除

国が食品添加物表示や遺伝子組み換え表示は安全性に関わらないとする根拠は、食品安全委員会などで安全性審査が行われているということですが、その安全性審査とはどのようなものなのでしょうか。

食品添加物の安全性審査では、マウスやラットの動物実験での無毒性量に安全性係数1/100を掛けてADI(一日許容摂取量)が出されます。安全性係数は種差1/10と個体差1/10を掛けたものですが、種差が10倍で収まる科学的根拠はありません。マウスとラットの間でさえ、大きく結果が異なることが多いのです。

遺伝子組み換え食品の安全性審査は「実質的同等性」と呼ばれる審査ですが、組み込まれた遺伝子が産生する蛋白質の消化性を調べるだけで、動物実験は実施されません。遺伝子組み換え食品は遺伝子操作の過程での遺伝子の変化による想定外の有害因子生成が懸念されますが、安全性審査の対象にはなっていません。

原料原産地も安全性に関わっています。例えばパンや菓子等に用いられる小麦は、米国などでは収穫直前に除草剤のグリホサート(発癌性が報告されている)が使用され、輸入小麦を使った製品からはグリホサートが検出されています。中国産野菜の残留農薬も、かつて大きな社会問題になりました。

(3)食品添加物の表示

食品添加物の表示は元々食品衛生法で定められており、保存料・酸化防止剤・着色料など指定された一部の食品添加物だけ(旧称「別表第五」と呼ばれた72品目)が表示を義務づけられていましたが、1988年にすべての食品添加物が表示対象となりました。2015年施行の食品表示法によって、それまで厚労省や農水省に分かれていた食品表示は消費者庁に一元化されました。このときに、今まで食品原材料と混在して原材料欄に表示されていた食品添加物が、「/」等で区切られて表示することになりました。

1988年の食品衛生法改正で食品添加物は原則物質名で表示することになりましたが、実際には抜け穴があって、表示を見ても使用されている食品添加物が分からないことが多いのです。

食品添加物の表示方法

表示方法	対象の食品添加物	問題点
物質名	下記以外の食品添加物	○表示の原則であるが、実際には少ない。 ○物質名だけでは消費者に理解されにくい。
用途名併記	甘味料 発色剤 酸化防止剤 漂白剤 増粘剤・安定剤・防かび剤 ゲル化剤又は糊料 保存料 着色料	○一番分かりやすい表示であるが、用途が限られており、表示が少ない。
一括名	pH調整剤 香料 苦味料 イーストフード 酸味料 乳化剤 ガムベース チューインガム 膨脹剤 かんすい 軟化剤 酵素 調味料 光沢剤 豆腐用凝固剤	○一括名で表示され、使用されている添加物が分からない。 ○海外と比較して対象食品添加物が多い。 ○膨脹剤のミョウバン(アルミニウムを含む)、乳化剤のポリソルベート、チューインガム軟化剤のプロピレングリコールなど、安全性に疑問のある食品添加物も一括表示で分からない。
類別名	増粘多糖類 カロチノイド 加工デンプン フラボノイド 野菜色素 カラメル など	○類別名で表示され、使用されている添加物が分からない。 ○カラギナン、カンタキサンチンなど、安全性に疑問のある食品添加物も類別名で分からない。
簡略名	ビタミン名 リン酸塩類 など 塩類の金属名	○ビタミン名で表示されることで目的を誤解される。 ○色々な名称で表示されると分かりにくくなる。
表示免除	加工助剤 栄養強化剤 キャリアオーバー	○恣意的な解釈で表示されないケースがある。

用途名併記対象の少なさと一括名対象の多さは消費者庁が検討会に提出した海外との制度比較資料でも一目瞭然です。

食品添加物に関する諸外国の表示制度(概要)

食品添加物表示制度に関する検討会資料

	表示順	表示方法	用途名併記	一括名対象	栄養強化の目的で使用	加工助剤	キャリアオーバー
日本	原材料と区分して重量順	一般名(物質名)	8種類	14種類	表示免除(一部食品を除く)	表示免除	表示免除
コーデックス	重量順	一般名(具体名) 国際番号	25種類	ガムベース、着香料、加工デンプン	添加物ではない	表示免除	表示免除
米国	重量順	一般名	5種類	香料	規定から削除	表示免除	表示免除
カナダ	原材料の後ろに任意の順	一般名	確認できず	香料、調味料、ガムベース	添加物ではない	表示が必要(添加物ではない)	表示免除(条件つき)
豪州	重量順	一般名(名称) コード番号	25種類	香料	添加物ではない	表示免除(添加物ではない)	表示免除
中国	原材料と区分して重量順	一般名(具体名) INSコード	22種類	香料	添加物ではない	表示免除	表示免除(条件つき)
フランス	重量順	一般名(物質名) E番号	24種類	デンプン、ガムベース	添加物ではない	表示免除	表示免除

その上、一括表示欄の文字は小さく、多くの表示の中から読み取るのは大変な上に、食品添加物の名称から添加物の素性を知ることは容易なことではありません。

(4) 遺伝子組み換え表示

遺伝子組み換え表示は、当初行政が不要としていた義務化について、署名活動や地方議会での決議などで消費者をはじめ国民の広い声を集め、2001年に義務化に至ったものです。遺伝子組み換え表示を定めたのは世界に先駆けたものでしたが、EUや豪州に比べると表示対象の範囲が狭く、遅れた内容となっています。

こうした表示制度の下で、表示対象の食品には非遺伝子組み換え原料が使われ、表示対象でない醤油や食用油には遺伝子組み換え原料が使われています。しかも「遺伝子組換え不分別」という曖昧な印象を与える表示方法を許しているため、実際には「遺伝子組換え」という表示はなく、業界が表示が必要な食品には分別原料を使用しているため「遺伝子組換え不分別」の表示もほとんどありません。

遺伝子組み換え表示の国際比較

	表示対象	食用油、醤油等	混入許容割合	表示方法
日本	5%以上、かつ上位3位までの組み換え食品原料	表示対象外	5%未満	「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え不分別」
EU	0.9%以上の組み換え作物を含む食品および飼料	表示対象	0.9%未満	Genetically Modified
豪州	1%以上の組み換え作物を含む食品	表示対象外	1%未満	Genetically Modified
米国	5%以上の組み換え作物を含む食品	表示対象外	5%未満	BIOENGINEERED またはマークまたはQRコード

遺伝子組み換え表示対象の食品

表示対象の食品		表示対象外の主な食品・原料	
農産物	大豆(枝豆、大豆もやしを含む)、トウモロコシ、馬鈴薯、菜種、綿実、アルファルファ、甜菜、パパイヤ		
加工食品 ※上記農産物を主な原材料(重量割合上位3位まで、かつ5%以上のもの)とし、組み換えDNAや蛋白質が検出可能なもの	大豆加工品	豆腐類、油揚げ類、凍豆腐、おから、ゆば、納豆、豆乳類、味噌、大豆煮豆、大豆缶詰、大豆瓶詰、きな粉、大豆いり豆、以上の食品の加工品、大豆(調理用)加工品、大豆粉加工品、大豆蛋白加工品、枝豆加工品、大豆もやし加工品	醤油、大豆油、蛋白加水分解物、トコフェロール(ビタミンE)、大豆レシチン(乳化剤)
	トウモロコシ加工品	コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーン、冷凍トウモロコシ、トウモロコシ缶詰、トウモロコシ瓶詰、コーンフラワー加工品、コーングリッツ加工品(コーンフレークを除く)、トウモロコシ(調理用)加工品、以上の食品の加工品	コーン油、コーンフレーク、デキストリン、ぶどう糖、水飴、果糖ぶどう糖液糖、酒精、酢、トレハロース、キシリトール、カラメル、キサンタンガム
	馬鈴薯加工品	ポテトスナック菓子、乾燥馬鈴薯、冷凍馬鈴薯、馬鈴薯でん粉、以上の食品の加工品、馬鈴薯(調理用)加工品	
	その他	アルファルファ加工品、甜菜(調理用)加工品、パパイヤ加工品	菜種油、綿実油、甜菜糖
食品添加物		ビタミンC、ビタミンB2、アスパルテーム、ネオテーム、調味料(核酸)、調味料(アミノ酸)	

(5)ゲノム編集食品の表示

ゲノム編集技術はガイドRNAと制限酵素などを組み合わせて遺伝子操作をする技術で、不確実性が非常に大きく効率の悪い遺伝子組み換え技術に代わって、実用化が進んでいます。

ゲノム編集食品の規制を検討した環境省、農水省、厚労省の検討会はいずれも、遺伝子組み換え食品と異なり、外来遺伝子を残さない作物や動物は、自然界の突然変異でも起こりうるとし、従来技術で育種された品種と区別できないため、規制しないという結論を下し、届け出も任意とされました。消費者庁は表示の検証ができないとして、表示義務づけをせず、開発事業者に任意での表示を指導するにとどまっています。

しかし、類似遺伝子がすべて破壊されることは自然界では起こりえず、オフターゲット変異をはじめ想定外の遺伝子の変化を起こすなどの問題点があり、少なくとも全ゲノム解析をして変異を確認・評価すると共に、動物実験を実施する等して安全性を確認すべきです。また遺伝子組み換えと同様に表示義務を課すべきです。

ゲノム編集技術の取り扱いについての検討会の整理

		SDN-1	SDN-2	SDN-3
タイプの特徴	標的DNAの切断	人工ヌクレアーゼで標的DNAを切断(植物の場合、人工ヌクレアーゼの遺伝子を細胞内に導入し、標的DNAを切断後、従来品種との戻し交配で当該遺伝子を除去)		
	切断箇所の修復	切断箇所は自然修復	切断箇所に1～数塩基の変異を組み込む	切断箇所に外来遺伝子を組み込む
	DNAの変異	自然界・突然変異誘発法で起こり得る変異	一部は自然界・突然変異誘発法で起こり得る変異	自然界・突然変異誘発法で起こり得ない変異
国内規制	カルタヘナ法(環境省)	規制対象外(情報提供対象)(細胞外で加工された核酸又はその複製物が残存しない場合)	規制対象(環境影響評価の対象)	
	食品衛生法(厚労省)	届出対象(外来遺伝子及びその一部が残存していない場合) 届出に先立つ事前相談で安全性審査の可否を判断	規制対象(安全性審査の対象)	

ゲノム編集食品の規制と表示の国際比較

	ゲノム編集食品の規制	表示
日本	外来遺伝子が残らない場合は規制対象外	表示義務なし
EU	遺伝子組み換え食品と同等の扱いとの欧州司法裁判所の判決(2018) ※欧州委員会は方針未定であるが、GMO 規制緩和の動きもある。	GMO と同等の扱いであれば表示義務
豪州	外来遺伝子が残らない場合は規制対象外	表示義務なし
米国	外来遺伝子が残らない場合は規制対象外	表示義務なし

(6)原料原産地表示

原料原産地表示は従来一部の加工食品について J A S 法(品質表示基準)に定められていましたが、農水省と厚労省の「食品の表示に関する共同会議」で表示対象が順次広げられました。食品表示が消費者庁に移管後、2016年に「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が開催されましたが、業界の声ばかりが重視されて、表示対象は配合比率1位の原料のみとされ、「輸入」などの「大括り表示」、「国内製造」などの中間原料製造地表示が取り入れられ、消費者に分かりにくく、誤解を生ずる懸念の多い表示制度となってしまいました。

なお、欧米では原料原産地表示について一般的な規定をしていませんが、韓国は加工食品すべてを対象にして、配合比率 3 位までの原料の原産国の表示を義務付けています。

原料原産地表示の概要

表示方法	表示の内容	表示例
国別重量順表示	使用の多い順に国名を表示。	豚肉(アメリカ、カナダ)
又は表示	可能性のある国を使用が見込まれる順に表示する。	豚肉(アメリカ又はカナダ)
大括り表示	3か国以上から輸入の場合は「輸入」と表示可。	豚肉(輸入)
大括り+又は表示	大括り表示と又は表示の組み合わせ。	豚肉(輸入又は国産)
製造地表示	中間原料の製造地を表示。原料原産地は表示されない。	小麦粉(国内製造)

(7)機能性の表示

いわゆる「健康食品」の被害増加に対応して紆余曲折を経て特定保健用食品や栄養機能食品の制度が作られたにも関わらず、米国の圧力で届け出だけの機能性表示食品の制度が作られました。機能性表示食品・健康食品による被害は増加しています。(栄養機能食品は自己認証だがビタミン、ミネラル等のみ)

		許認可	表示
医薬品		厚労省による認可	効果効能の表示
医薬部外品		〃	〃
保健機能食品	特定保健用食品(トクホ)	食品安全委員会の個別審査、消費者庁が許可	許可された保健的効果の表示
	栄養機能食品	食品安全委員会が評価した基準により自己認証(届出不要)	定められた成分の保健的効果の表示
	機能性表示食品	根拠文献等の届出(審査なし)	成分についての表示(事業者の責任で表示)
一般食品		規制なし	食品の持つ効果や機能の表示不可

(8)食品表示の見直し検討

消費者庁は 2016 年の原料原産地表示検討会に続き、食品添加物表示の見直し、遺伝子組み換え表示の見直しに関わる検討会を開催しました。

検討会には消費者団体からも委員が出ており、消費者団体のヒアリングも実施されたので、問題の多い現行表示制度が改善されることが期待されましたが、「実行可能性」の言葉で業界側の意見ばかりが尊重されて消費者の意見は反映されず、現行制度の継続が決められました。

その上、誘導的な議論で「遺伝子組み換えでない」という表示と食品添加物の無添加・不使用表示の規制が決められました。

	問題点	消費者庁検討会
原料原産地表示	○大括り表示(「輸入」の表示)で原産国が分からない。 ○製造地表示(「国内製造」等の表示)で原料原産地が分からず、かつ国産であるかのような誤解を与える。 ○上位 1 位の原料しか表示されない。	○大括り表示と製造地表示を認める。 (2016.1-2016.10)
遺伝子組み換え表示	○表示免除の限度が 5%と高いうえ、食用油や醤油などは免除され、ほとんど表示されていない。 ○「不分別」の表示が分かりにくい。	○現行制度の維持を決定。 ○遺伝子組み換えでない表示は不検出を要件と決定。 (2017.4-2018.3)
遺伝子組み換えでない表示	○「遺伝子組み換えでない」の表示がなくなっている。 ○遺伝子組み換えに触れない「分別管理済み」の表示も。	

食品添加物表示	○一括名(膨脹剤等)、類別名(増粘多糖類、カロチノイド色素等)が多い。 ○表示免除の加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化剤の要件が不明確。	○現行制度の維持を決定。 ○無添加・不使用表示が問題視され、規制強化を決定。 (2019.4-2020.3)
不使用表示の規制	○事業者の努力で食品添加物を減らしても、それを表示できなくなる。	○ガイドラインを決定。 (2021.3-2022.3)
ゲノム編集表示	○表示が義務付けられていない。	

(9)「遺伝子組み換えでない」表示の規制

これまでは表示免除下限5%以下の意図しない混入であれば「遺伝子組み換えでない」等の非遺伝子組み換えの任意表示が可能でした。しかし、消費者庁のヒアリングで非遺伝子組み換え表示の限度引き下げの意見が出たとして、消費者団体等から出された表示免除下限をEU並みに引き下げることの要望を無視して、非遺伝子組み換え表示の限度引き下げだけが議論され、検出限界(0.01~0.1%)を超える場合は表示できなくなりました。

遺伝子組み換え表示の義務はないので、無表示にすることも可能です。実際に、多くの商品に非遺伝子組み換え表示がこれまでなされていた納豆や豆腐などで、表示が消えてきています。(新基準は2018年4月施行、猶予期限2023年3月)

混入率	-----●-----●-----	
	検出限界(0.01~0.1%)	5%
今まで	「遺伝子組み換えでない」の表示が可能	
	「遺伝子組み換え」又は「遺伝子組み換え不分別」の表示	
新基準	「遺伝子組み換えでない」の表示が可能	「遺伝子組み換え分別管理流通済み」等の表示
	”	

※混入率5%以下なら表示義務はなく、表示は任意表示

遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーンの調査で「分別管理流通済み」という表示が多いことが分かり、遺伝子組み換えに関する表示と消費者が認識できないことから、消費者庁に改善を求めました。この表示は消費者庁が事業者向けに実施した説明会の資料に記載されていた表示例でした。

(10)食品添加物の無添加・不使用表示の規制

食品添加物表示検討会は、現行表示制度を見直さないことを決める一方、食品添加物業界の委員から出された無添加・不使用表示の禁止について議論され、新しい検討会に議論が引き継がれて、2022年3月に「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を決定しました。(猶予期限2024年3月末)

ガイドラインには、無添加・不使用表示の不適切な表示内容として10の類型が示され、禁止表示に当たるか否かは「ケースバイケース」と消費者庁は言っていますが、非常に曖昧な定義によって、いつ規制されるかわからず、規制を恐れて事業者は萎縮し、自粛して無添加・不使用表示がなくなる恐れがあります。

食品添加物を削減したことを消費者に分かりやすく伝える表示である無添加・不使用表示について、事実に基づいて表示を継続することを、食品表示問題ネットワークは訴えています。

ガイドラインの問題点

- 一般的に使われている「化学調味料」や「合成保存料」などの用語を禁止している。
- 類似機能を持つ原材料、健康や安全またはそれ以外の事項など、禁止の範囲が非常に曖昧。不当な表示を規制するなら、どう不当か具体的に示し、範囲を明確にすべき。
- 任意表示である無添加・不使用表示に対して過剰な規制をすることになる。
- 食品添加物は安全という前提で議論されたもの。消費者の不安や事業者の低減努力を無視している。
- 既存の規定でも、不適切な表示は十分規制することができる。

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの類型

類型1	単なる「無添加」の表示	無添加となる対象が消費者にとって不明確な表示
類型2	食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示	人工、合成、化学、天然等の用語を使用した表示(化学調味料、合成保存料等)
類型3	食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示	法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への表示
類型4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示	日持ち向上剤を使用し「保存料不使用」と表示、天然着色料を使用し「合成着色料不使用」と表示など
類型5	同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示	蛋白加水分解物や酵母エキス等を使用し「化学調味料不使用」と表示など
類型6	健康、安全と関連付ける表示	無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付けた表示
類型7	健康、安全以外と関連付ける表示	おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等と関連付けた表示
類型8	食品添加物の使用が予期されていない食品への表示	通常食品添加物が使用されない食品への表示
類型9	加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている食品への表示	加工助剤、キャリアオーバーで食品添加物を使用した(又は使用されていないことが確認できない)食品への表示
類型10	過度に強調された表示	事実であっても過度に強調された大きさ・色等による表示

(11)食品表示の改善に向けて

食品表示は消費者に分かりにくい部分の改善に向けた取り組みが必要とされています。2021年に6月開催された「食品表示について市民の声を聞く院内集会」を契機に市民団体・生協などを中心につくられた「**食品表示問題ネットワーク**」(表示ネット)は、この集会を主催した「**食の安全・安心を創る議員連盟**」(食の安全議員連盟)と連携して、食品表示の改善を求めて運動を進めていきます。

(12)食品表示で食品を選択するために

- 食品表示制度の限界を踏まえて、食品を選択する眼を持つ。
- 食の安全の問題について、知識を身につける。
- 健康食品をはじめ、広告宣伝に惑わされないようにする。(健康食品は利用しない方がよい。)
- 食事は自分で作る。(加工度の低い生鮮品の方が表示は単純。栄養バランスのよい食事を心がける。)
- 食の安全を考えている生協などを利用する。
- 食品表示のことを学び、改善を求めて運動する。